

令和元年6月20日
神戸税関

お知らせ

令和元年7月1日より、当関業務部の担当事務を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

担当事務	変更前	変更後
○減免税関係（法令及び通達の解釈及び適否に関する事務） ○戻し税に関する事務 ※	【部門名】 通関総括第2部門 【電話番号】 078-333-3066 【FAX番号】 078-333-3187	【部門名】 通関総括第4部門 【電話番号】 078-333-4411 【FAX番号】 078-333-3187

※定率法10条2項（変質、損傷を受けた場合の戻し税）に関する事務のみ引続き
通関総括第2部門が担当

輸出入申告の提出先部門等一覧

(本関及び本関出張所：令和元年7月1日～)

官署	提出部門	部門コード (システム設定)	区分	代表統番(税番)
本関	通関総括第1・4部門	00	輸出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、第22部(特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、第22部(特殊取扱品)、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、第22部(特殊取扱品)、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、第22部(特殊取扱品)、9804、9953～9954、9984、プラント扱い貨物
	夜間・休日通関窓口	88		全品目(執務時間外に申告するものに限る。)
	収納課	05	輸入	定率法第16条
六甲アイランド	通関総括第1・2部門	00	輸出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、第22部(特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、第22部(特殊取扱品)、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、第22部(特殊取扱品)、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、第22部(特殊取扱品)、9804、9953～9954、9984、プラント扱い貨物
	通関第5部門	05		マニュアル申告
	収納課	20	輸入	定率法第16条
ポートアイランド	通関総括第1・2部門	00	輸出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、第22部(特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、第22部(特殊取扱品)、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、第22部(特殊取扱品)、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、第22部(特殊取扱品)、9804、9953～9954、9984、プラント扱い貨物
	通関第5部門	05		マニュアル申告
	収納課	20	輸入	定率法第16条

- (注) 1. 第98類とは、定率法第14条第18号(1万円以下のもの)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。
2. 第99類とは、少額輸入貨物(課税価格の合計が20万円以下)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。
3. 下線部分が変更・追記箇所を表わす。